

平成23年1月28日、神戸は北野坂のホテル六甲荘マジョラムにおいて、兵庫県と神戸市の両選管委員長をお迎えして、会員43名が集い華やかな中にも凜とした雰囲気の中、和やかな新年会が開催されました。

平成23年 神戸婦人有権者連盟 新年会

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村上寿浩

本日、ここに、神戸婦人有権者連盟の新年会がかくも盛大に開催されますことを、心からお慶び申し上げます。皆様方におかれましては、平素より明るい選挙の推進に向けて、格別の御協力を賜っておりますことに、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。また、昨年60周年を迎えられ、12月には記念式典が盛大に開催されましたことを、改めてお祝い申し上げます。

さて、最近の選挙における投票率を見てみますと、昨年7月の参議院議員通常選挙における投票率が前回を下回ったことにもみられますように、残念なことに、依然として少なからずの有権者が投票に参加していない状況が続いております。

改めて申し上げるまでもありませんが、選挙は国民が政治に参画する上で最も重要かつ基本的な機会であります。有権者の投票総参加を実現するためには、有権者一人ひとりが選挙の重要性を認識し、常に政治への関心を持ち続けていただくことが肝要であると考えております。

その意味で、貴連盟におかれましては、毎月、自主的に勉強会を開催され、常に社会や政治の動向に目を向け、日々研鑽を積み重ねられておられますとともに、選挙の際には、有権者に対する投票総参加の呼びかけ、候補者に対する選挙違反の防止を目的とした要望書の提出など、積極的な活動を行っておられ、明るい選挙の推進に向けて特に大きく貢献しておられるところであり、深く敬意を表する次第であります。

県選挙管理委員会といたしましても、投票総参加・違反のない公正な選挙を目指して、引き続きあらゆる機会をとらえて啓発活動に取り組んでまいり所存でございます。どうか、各地域でリーダーシップを発揮しておられる皆様方におかれまし

ても、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。とりわけ、本年は4月に統一地方選挙が予定されております。各種啓発におきましては、投票総参加と明るい選挙の実現に向け、引き続き皆様方の格別のご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりましたが、神戸婦人有権者連盟の今後益々のご発展と本日ご出席の皆様方のご健勝を祈念いたします。

神戸市選挙管理委員会

委員長 津田 勲

年頭にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。神戸婦人有権者連盟の皆様におかれましては、発足以来、長年にわたり、女性の政治や選挙に対する意識の高揚をめざして、選挙時に啓発活動を展開されるとともに、毎月有識者を招かれて勉強会を開催するなど、意欲的な取り組みを重ねてこられました。そのたゆまざるご努力に、心から敬意を表させていただきます。

ご存知のように、選挙の投票率は、選挙の種類や争点によって異なるものの、総じて低い傾向がございます。昨年7月に行われました参議院議員通常選挙におきましても、前回を下回る結果でした。特に、地方公共団体の選挙はその傾向が著しく、来年4月10日に予定されている神戸市議会議員選挙と兵庫県議会議員選挙では、過去2回の選挙で、ともに投票率が40%台と、有権者の半数より少ない方しか投票されておらず、大変残念な状況でございます。

平成15年の期日前投票制度の導入や平成16年の郵便等による不在者投票制度の拡充、最近では、平成19年の国外における不在者投票制度の創設など、投票がしやすいよう年々投票制度が改正されてはおりますが、何よりも重要なのは、有権者

に、主権者としての自覚を持っていただき、投票に参加しようとする意識を高めていただくことであると感じております。

そのためには、選挙の際に啓発活動を行うことはもちろん、常日頃から有権者の方々の政治意識を高める啓発活動を実施していくことが大切であると考えております。私ども選挙管理委員会といたしましては、有権者が選挙の意義を認識され、一人でも多く投票されるよう、投票参加の呼びかけを精力的に行っていく所存でございます。皆様方におかれましても、ご協力をお願いするとともに、今後一層のご活躍を願っております。

最後に、神戸婦人有権者連盟のますますのご発展と皆様方のご健勝ご多幸を祈念いたします。

新しい時代へひとつのステップ

神戸婦人有権者連盟 顧問
神戸学院大学元学長

谷口弘行

国内外の政治とくに国内の政治状況が大きく揺れ動いて、いろいろな問題が出ております。ちょうど20年前の1990年に、ソ連が崩壊しベルリンの壁が崩れるという時期にも、「街々の喫茶店では学生をはじめ周りの人々が、政治の話をしているという変わった面白い時代」になったという新聞記事が出ていました。

本日も福家会長のお話にあったように、国内と国外の違いはありますが、非常に似たような状況であろうとおもいます。考え方によっては我々日本人は、産みの苦しみを乗り越えて新しいものを創るという時期に入っていると思います。

昨年12月11日の60周年記念式典は、「次へと繋がるステップ」、人生の知恵の詰まった人々が集まって投票者の意識を高めています。60年の重みは大変な大きな知的財産だと思います。このような役割をこれからも果たされることを切に望みます。

私も微力ですが協力させていただきます。

伝統、歴史、正しくキャッチ

神戸婦人有権者連盟 顧問

伊庭文子

今年も皆様に御目にかかれるという幸せを噛みしめております。考えますと当連盟は60年経ったのですね、長い歴史を重ねてきたものだと思います。いろいろな会に出させて頂いておりますが、一味もふた味も違う連盟でして、私にとって人生の宝物だと思っています。いつも伝統、歴史を正しくキャッチする素地を養うよりどころとしてまいりました。

次は70周年ですね。その時は100歳、杖についてでも馳せ参じさせて頂きたいものと念じております。それには健康が第一と申しあげております。健康であってこそ好きなことが出来る、世の中に恩返しもできる、どなたにも迷惑をかけないで過せます。合わせて好奇心を持って頂きたい、好奇心を持つと明日が楽しみです。例えつまらないことでも好奇心を持って明日を待つのです。新しいことに挑戦する、楽しい人生になると思います。

最後にこのような会があるということをはっきりでも多く知って頂くよろこびを持っていただきたく思っています。

真剣に政治を考え、見るとき

神戸婦人有権者連盟 顧問

洒井和子

あけましておめでとうございます。

皆様のご尽力で、昨年の60周年記念式典は見事に、そして楽しく女性の会らしく仕上り心より御礼申し上げます。先の見えない政治、経済を思いますと、日本にとりましては昨年にもまして多難の年となりそうです。対外的にも、諸外国との難しい交渉が山積しております。

異常気象、エコロジーへの対策、少子化と高齢化対策、地方分権、税制のバランス等私たちの身近な所にも問題は山積です。「政治が悪い」「政治

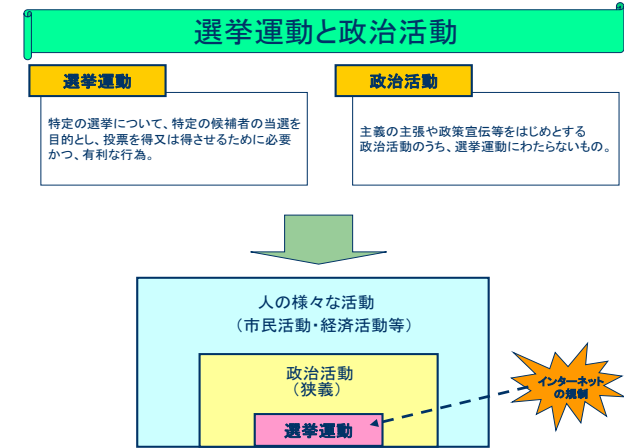
家が悪い」というのは簡単な事ですが、私たち一人ひとりに何の責任もないという訳ではありません。

思い出しますのは、講師でいらっしゃいました山口一郎先生の「明治に学べ」というお言葉です。若者の熱意も大切ですが、国を支えるのは男ばかりではなく半分は女です。私たちも真剣に政治を考えて見る時だと思えます。平和で笑顔で暮らせる日本の将来を思って勉強し、選挙を大切に考える会員を増やしてまいりましょう。今年もより良い事がありますようお祈りします。

インターネットと選挙運動規制

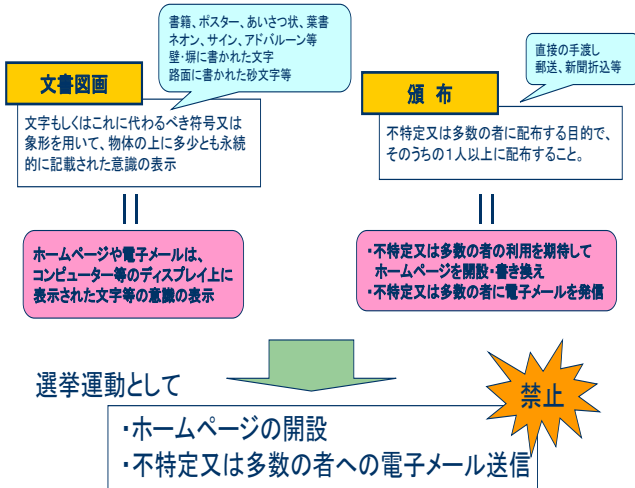
兵庫県選挙管理委員会書記

木村剛志



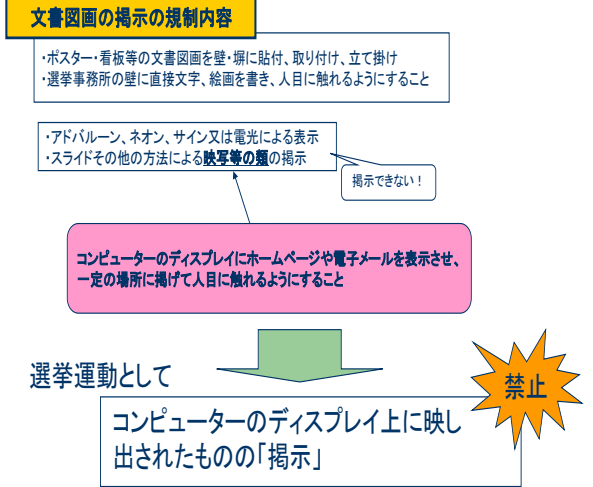
規制① 文書図画の頒布

公職選挙法第142条: 通常葉書とピラ以外の頒布を禁止



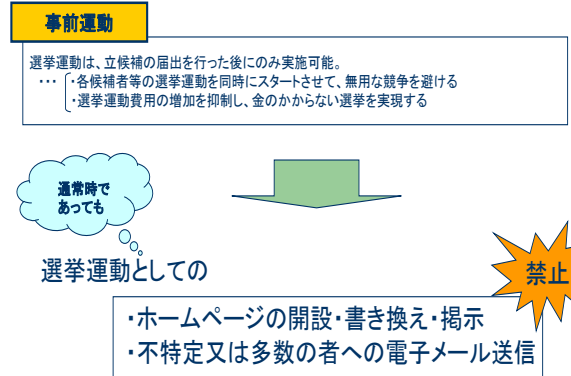
規制② 文書図画の掲示

公職選挙法第143条: 選挙運動のための文書図画の掲示を規制



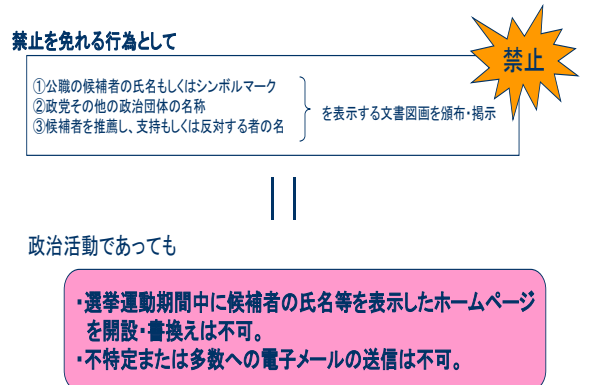
規制③ 事前運動

公職選挙法第129条: 立候補届出前の選挙運動の禁止



規制④ 禁止を免れる行為

公職選挙法第146条: 文書図画の頒布・掲示につき、禁止を免れる行為を制限



電子メールによる選挙運動・政治活動の規制

主体 内容	公職の候補者等または第三者	政党その他の政治活動を行う団体
選挙運動	<p>【通常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前運動に当たるため禁止 <p>【選挙運動期間中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不特定又は多数に送信することは法定外の文書図画の頒布に当たるため禁止 ・掲示に当たる行為をすることも禁止 	<p>【通常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 <p>【選挙運動期間中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左
政治活動	<p>【通常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由 <p>【選挙運動期間中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・候補者の氏名等を記載した電子メールを送信することが、禁止を免れる行為に該当する場合は禁止 ・掲示の場合も同様 	<p>【通常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 <p>【選挙運動期間中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・候補者の氏名等を記載した電子メールを当該選挙区の不特定又は多数に送信することは禁止 ・掲示の場合も同様

ホームページによる選挙運動・政治活動の規制

主体 内容	公職の候補者等または第三者	政党その他の政治活動を行う団体
選挙運動	<p>【通常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前運動に当たるため禁止 <p>【選挙運動期間中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定外の文書図画の頒布に該当するため禁止 ・掲示に当たる行為をすることも禁止 	<p>【通常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 <p>【選挙運動期間中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左
政治活動	<p>【通常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由 <p>【選挙運動期間中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・候補者の氏名等を表示しているホームページを開設、書換えすることにより、禁止を免れる行為に該当する場合は禁止 ・既に候補者等の氏名が表示される場合は、更新が禁止 	<p>【通常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 <p>【選挙運動期間中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを開設、書換えする場合に、候補者の氏名等を表示することは禁止 ・既に候補者等の氏名が表示される場合は、更新が禁止

インターネット選挙運動の利点

マルチメディア・速報性

- ・文字・画像・音声・動画を組み合わせた、分かりやすく内容の充実したコンテンツ作成が可能
- ・即時に読者に届けることが可能
- ・内容更新も容易。選挙運動情報も速報性あり

直接的な情報発信

- ・他のメディアを介さずに有権者に対して直接情報提供することが可能
- ・有権者からの意見を直接受けることも可能
- ・有権者の政治参加の意識を高めることが可能

安価な費用

- ・ホームページ開設・電子メール送信に多くの費用を要しない
- ・ポスターやビラの印刷・配布の作業が不要で、ポスター掲示やビラ頒布の人件費削減が可能

時間・場所の無制約

- ・コンテンツの作成と発信について、特定の時間帯や場所に制約されない
- ・有権者もホームページや電子メールを自由な時間と場所で閲覧することが可能

多様な情報の発信

- ・有権者層や発信時期等に合わせて数種類を作成することが可能
- ・選挙運動の時期に応じて訴えたい内容を変えて情報発信が可能

インターネット選挙運動の問題点

デジタル・デバイド

- ・インターネットをよく利用する人とそうでない人との間に情報格差が生じる懸念
- ・インターネットの利用によく慣れた候補者が選挙運動の情報発信において有利になるとの懸念

迷惑メールの発生

- ・有権者・候補者等にとっていわゆる「迷惑メール」と感じられるメールが多く発生する懸念

インターネットの悪用

- ・候補者等に対する誹謗中傷が掲載される懸念
- ・候補者等のホームページを装ったニセのホームページが作られる懸念
- ・候補者等のホームページが書き換えられる懸念

付随する費用増加

- ・候補者等がコンテンツ充実のため、多額の費用をかける懸念
- ・送信先の電子メールアドレスを収集するために多額の費用をかける懸念
- ・有権者からの意見等に対する返事に係る事務負担や金銭的負担が増大する懸念

第三者の選挙運動

- ・第三者にも選挙運動を認めた場合、無責任な第三者による「怪文書」的な情報の氾濫の懸念
- ・正当な選挙運動を装った誹謗中傷・虚偽の情報の氾濫の懸念

統一地方選挙のこと

神戸市選挙管理委員会事務局

木下忠光主査

私のほうからも、何かお話をということでございますが、最近あまり選挙制度の改正がないので、どの様な話をすればよいのかと考えておりましたが、先ほどもありました今年4月に予定されている統一地方選挙のことについて、お話をさせていただきたいと思います。

この4月に第17回の統一地方選挙が行われるということで、第1回は1947年、昭和22年の4月に全国の多くの地方公共団体で議会の議員や首長の選挙が行われたと聞いております。

これは、同年5月に日本国憲法が施行されることを控えて、実施されたわけです。このように、古くから統一地方選挙が実施されておりますので、公職選挙法にでも規定があるのかと思っておったのですが、統一地方選挙を行うにあたっては、実施の前年に臨時特例法が制定されて実施できるといってございます。今回で言いますと、昨年の秋から年末にかけて開かれた、臨時国会で議決され12月8日に公布されたものです。

内容は、一つが選挙期日で都道府県と指定都市の議会の議員と長の選挙は4月10日の第2日曜日、指定都市以外の市、特別区、町村の議会の議員と長の選挙は4月24日の第4日曜日となっております。

それから、統一する範囲ですが、原則は平成23年3月1日から5月31日までの間に任期満了を迎える地方公共団体の議会の議員と首長の選挙と決められています。

兵庫県会や神戸市会、西宮、芦屋の議会もそうですが、任期満了が6月10日になっています。これはあの阪神淡路大震災で4月に行われる予定の選挙がずれたために延びたものですが、これも一緒に出来るよう、第2項として6月1日から6月10日までの間に任期が満了する場合は、統一

地方選挙として行うことができると、こういう規定が加わっております。平たく言うと一緒にするなら、してもいいよということです。

もちろん、一緒にするほうが効率もよいので、県の選挙管理委員会や神戸市、西宮市など関係の選挙管理委員会がまとまって、一緒に出来るよう国に要望して法律にこの項目が加わっています。

6月10日に任期満了を迎える議員さんが4月のはじめに選挙を行って、残念ながら落選したりしますと、2ヶ月くらいの間、非常に居心地の悪い状況にあるということになります。それなら、4月に合わせればよいわけですが、議会を解散しなくてはいけませんので、なかなか難しいですし、議員年金の関係、議員年金は在職12年で資格が出来ますが、4月に解散すると資格を得られなくなる方もいてなかなかそのあたりが難しいと仄聞します。もちろん、それだけが理由ということではないとは思いますが。

もう一つ、今回の法律では珍しい条文が付いています、20年に1回のことですが、議員定数などの基準となる人口は直近の国勢調査によるのですが、皆さんご存知のとおり昨年国勢調査が行われました、この結果がこれから発表されますと、それを基に定数を決めなければなりません、それは大変なことになりますので、今回の統一地方選挙では平成17年の国勢調査の人口を使ってよいというものです。

このように、この臨時特例法によって統一地方選挙が実施されるわけですが、神戸市議会議員も兵庫県議会議員選挙も前回神戸市では、約45%と低い結果となっています。地方公共団体の選挙は、国政選挙にくらべて低くなる傾向にあります。少しでも高くなるよう、皆さん方の協力もいただきながら、啓発を行っていきたくと思っています。

啓発については、これから県とも協議しながらということになりますが、ひとりでも多くの有権者に投票いただけるよう、皆様にもご協力をお願いいたします。
(文責福家)